

令和6年(ネ)第394号 慰謝料等請求控訴事件

控訴人 奥村昇次

被控訴人 友松孝雄

証 拠 申 出 書

令和6年7月4日

名古屋高等裁判所民事第4部口係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 柴垣幹生



控訴人は、以下のとおり証拠の申出をする。

第1 人証の表示

〒486-0836 愛知県春日井市八事町1丁目35番地4

証 人 長 縄 典 夫 (同行 主尋問20分)

第2 立証の趣旨

証人長縄典夫により、令和5年1月4日の自由クラブでは控訴人の除名処分について全員会の決議はなかったこと、同年1月13日のレディアン春日井での自由クラブの会合は控訴人を排除する目的で開催されたこと等を立証する。

第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

以上

別紙

尋 問 事 項

- 1 春日井市議会議員としての証人の経歴。
- 2 令和4年夏頃、市当局への対応について控訴人に口頭で注意したことがあるか。
- 3 それはどんな事柄について注意をしたものか。
- 4 それは被控訴人に頼まれたのか。
- 5 令和4年12月28日の被控訴人と控訴人との間の出来事について、被控訴人からどのように聞かされたか。
- 6 控訴人の除名処分はいつ頃どのようにして決められたか。
- 7 令和5年1月4日の控訴人が退室した後の全員会で、控訴人の除名処分について決議は行われたか。
- 8 控訴人を除名処分にする旨の議事録は作成されたか。
- 9 同日の全員会の後、速やかに会派届出事項異動届は提出されたか。
- 10 令和5年1月13日にレディアン春日井で自由クラブの会合が開催された目的は何であったか？
- 11 その開催は誰の発案であったか。
- 12 証人は自由クラブをいつ退会したか。
- 13 退会した理由は何か。
- 14 その他本件に関連する一切の事項。

以上